

佐渡市スポーツ交流支援助成金事業に関する取扱要綱

平成 27 年 5 月 30 日 要綱第 2 号

(支援の目的)

第 1 条 本事業は、佐渡市の小中学生のスポーツ振興のために佐渡市外の小中学生との交流に関する事業を積極的に行い、奨励することを目的として「佐渡市スポーツ交流支援助成金事業」を展開する。

(支援の対象)

第 2 条 対象となる団体は、一般財団法人佐渡市スポーツ協会の加盟団体に所属し、佐渡市の小中学生のスポーツ振興のために佐渡市外の小中学生との交流に関する事業を積極的に行い、奨励し又は自ら行う団体とする。

(支援の基準)

第 3 条 この事業は、次の各号のいずれにも該当する大会、練習会、イベント等（以下、「大会等」という。）について支援するものとする。

- (1) スポーツに関係する大会等であること。
- (2) 佐渡市外からの参加者を積極的に受け入れるものであり、開催 1 回あたり 10 人以上の小中学生が佐渡市外から参加する大会等であること。
- (3) 佐渡市及び佐渡市教育委員会（以下、「佐渡市」という）以外が主催する大会等であること。
- (4) 佐渡市から人的及び金銭的に支援を受けていない大会等であること。

(支援の額)

第 4 条 支援の額は、旅費の補助として宿泊を伴わない大会等の場合は市外参加者（選手、マネージャー）1 名につき 300 円、2 日以上に渡り行われる大会等の場合は市外参加者（選手、マネージャー）1 名につき 800 円とする。

2 指導者については、1 団体につき 2 名分を上限として支給する。

3 事業費の 2 分の 1 を支給する。対象となる事業費は、消耗品費（試合球を含む）、審判費、市内での市外参加者・役員等輸送用車賃、印刷製本費、通信運搬費、保険料、施設使用料、その他事業に必要な経費とし、飲食代、講師等の謝礼・旅費等は対象外とする。

4 1 事業あたりの支援額の上限は、100,000 円とする。

5 年度予算の上限に達した時点で本事業は打ち切りとする。

6 予算の範囲内で会長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(支援の申請)

第 5 条 上部団体の承認を得た上で、助成金交付申請書（様式第 1 号）に必要事項を記入の上、当協会に申請する。なお、申請書類は返却しないこととする。

2 申請期限及び交付決定は、次のとおりとする。

- (1) 対象期間 4 月～翌年 3 月 31 日
- (2) 申請期限 8 月 31 日（当日消印有効）

(3) 最終交付決定 9月30日(予定)

3 審査から交付決定までは、受付ごとに随時実施し、申請期限以降でも、助成金が上限に達していない場合は追加で受付する。

(審査と結果通知)

第6条 当協会の専門委員会で審査のうえ、申請団体に佐渡市スポーツ交流支援助成金事業助成金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)にて採否を通知するものとする。

(大会等の中止)

第7条 申請者は、本事業採択の承諾を受けた後に大会等を中止する場合には、速やかに佐渡市スポーツ協会会長にその旨を届け出ることとする。

(実績報告および支援金の請求)

第8条 助成金を受けた団体が助成事業を完了したときは、助成事業完了報告書(様式第3号)により当協会事務局宛に報告する。

2 報告書には参加者名簿(実績版)を添付する。

3 (助成金の経理) 助成金を受けた団体は、助成事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収支を記録し、その支出内容を証する書類(領収書等)を提出する。領収書の提出は、助成対象となる費目のみで可とする。また、領収書は内訳が明確にわかるものとする。

(助成金額の決定)

第9条 佐渡市スポーツ協会会長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときには、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、佐渡市スポーツ交流支援助成金事業助成金交付額確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 佐渡市スポーツ協会会長は、前条の規定による助成金の額の確定後、速やかに助成金を交付するものとする。

(事業採択の取り消し)

第11条 佐渡市スポーツ協会会長は、本事業の採択をした大会等において、第3条に規定する支援の基準に適合しない事実が判明した場合その他不適当な行為があると認めるときは、これを取り消すことができる。

附 則

この要綱は、平成27年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。